○法務省告示第二百四十三号

福島県南会津郡下郷町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年六月二十三日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

○法務省告示第二百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社タノ製作所の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社タノ製作所	群馬県高崎市吉井町池七百七十九番地十三	プラスチック成形

○法務省告示第二百四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社コンプリート	大阪府大阪市城東区放出西三丁目二番二十三号	紙器・段ボール箱製造

○文部科学省告示第八十七号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十八条第一項の規定に基づき、所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十三日

文部科学大臣　馳　浩

第一号中「社団法人全日本アーチェリー連盟（」を「公益社団法人全日本アーチェリー連盟（」に改める。

第二号中「財団法人全日本柔道連盟（」を「公益財団法人全日本柔道連盟（」に改める。

第三号中「財団法人全日本スキー連盟（」を「公益財団法人全日本スキー連盟（」に改める。

第四号中「社団法人全日本テコンドー協会（」を「一般社団法人全日本テコンドー協会（」に改める。

第五号中「財団法人日本アイスホッケー連盟（」を「公益財団法人日本アイスホッケー連盟（」に改める。

第六号を削る。

第七号中「社団法人日本ウエイトリフティング協会（」を「公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（」に改め、同号を第六号とする。

第八号中「社団法人日本カーリング協会（」を「公益社団法人日本カーリング協会（」に改め、同号を第七号とする。

第九号中「社団法人日本カヌー連盟（」を「公益社団法人日本カヌー連盟（」に改め、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　一般社団法人日本クレー射撃協会（昭和五十三年十月四日に社団法人日本クレー射撃協会という名称で設立された法人をいう。）

第十号を次のように改める。

十　公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）

第十一号中「財団法人日本サッカー協会（」を「公益財団法人日本サッカー協会（」に改める。

第十二号中「財団法人日本自転車競技連盟」を「公益財団法人日本自転車競技連盟」に改める。

第十三号中「財団法人日本水泳連盟（」を「公益財団法人日本水泳連盟（」に改める。

第十四号中「財団法人日本スケート連盟」を「公益財団法人日本スケート連盟」に改める。

第十五号中「財団法人日本セーリング連盟」を「公益財団法人日本セーリング連盟」に改める。

第十六号中「財団法人日本体操協会（」を「公益財団法人日本体操協会（」に改める。

第十七号中「財団法人日本卓球協会（」を「公益財団法人日本卓球協会（」に改める。

第十八号中「財団法人日本テニス協会（」を「公益財団法人日本テニス協会（」に改める。

第十九号中「社団法人日本トライアスロン連合（」を「公益社団法人日本トライアスロン連合（」に改める。

第二十号中「社団法人日本馬術連盟」を「公益社団法人日本馬術連盟」に改める。

第二十一号中「財団法人日本バスケットボール協会（」を「公益財団法人日本バスケットボール協会（」に改める。

第二十二号中「財団法人日本バドミントン協会（」を「公益財団法人日本バドミントン協会（」に改める。

第二十三号中「財団法人日本バレーボール協会（」を「公益財団法人日本バレーボール協会（」に改める。

第二十四号中「財団法人日本ハンドボール協会（」を「公益財団法人日本ハンドボール協会（」に改める。

第二十五号中「社団法人日本フェンシング協会（」を「公益社団法人日本フェンシング協会（」に改める。

第二十六号中「社団法人日本ボート協会」を「公益社団法人日本ボート協会」に改める。

第二十七号中「社団法人日本ホッケー協会（」を「公益社団法人日本ホッケー協会（」に改め、同号を第二十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十七　一般社団法人日本ボクシング連盟（昭和四十六年一月十二日に社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟という名称で設立された法人をいう。）

○農林水産省告示第千二百三十二号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第八百九十五号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

本則中「千三百三十六億四千二百八万円」を「千三百四十七億五千百七十万二千円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千二百三十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十三日

農林水産大臣　森山　裕

第三十号中「財団法人日本レスリング協会」を「公益財団法人日本レスリング協会」に改め、同号を第三十二号とする。

第二十九号中「財団法人日本陸上競技連盟（」を「公益財団法人日本陸上競技連盟（」に改め、同号を第三十一号とする。

第二十八号中「社団法人日本ライフル射撃協会（」を「公益社団法人日本ライフル射撃協会（」に改め、同号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（昭和三十一年六月六日に財団法人日本ラグビーフットボール協会という名称で設立された法人をいう。）